

西宮市学童等腎臓検診審議会委員の解嘱及び委嘱の件

下記のとおり西宮市学童等腎臓検診審議会委員の解嘱及び委嘱をするにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第 3 条第 2 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和 3 年 5 月 1 2 日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎

記

1 解嘱及び委嘱の理由

別紙一覧のとおり

2 解嘱

(1) 被解嘱者 別紙一覧のとおり

(2) 解嘱年月日 令和 3 年 3 月 3 1 日

3 委嘱

(1) 被委嘱者 別紙一覧のとおり

(2) 委嘱年月日 令和 3 年 4 月 1 日

(3) 任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日まで  
(前任者の残任期間)

(参考 1)

○提案理由

任期途中で辞退の願い出による欠員が生じたため、後任を委嘱する。

(参考 2)

○西宮市附属機関条例 (抜粋)

(委員)

第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

- 2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(西宮市学童等腎臓検診審議会の特例)

第46条の2 第2条第4項の規定は、西宮市学童等腎臓検診審議会（以下この条において「審議会」という。）の委員には、適用しない。

(以下省略)

別表（抜粋）

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
教育委員会	地方自治法第138条の4第3項	西宮市学童等腎臓検診審議会	西宮市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における学校腎臓検診事業に関する審議	16人	学識経験者 医師 関係検診機関職員 関係行政機関職員

西宮市学童等腎臓検診審議会委員の被解嘱者・被委嘱者一覧

被解嘱者(令和3年3月31日付解嘱)

連番	区分	名前	所属	在任期間	解嘱の理由
1	関係行政機関職員	松原 千春	西宮市立今津中学校	2期目	辞任の願い出による(一身上の都合)

被委嘱者(令和3年4月1日付委嘱)

連番	区分	名前	所属	在任期間
1	関係行政機関職員	吉岡 さと美	西宮市立深津中学校	1期目